

学校現場における 損害賠償事務処理マニュアル

教育委員会 学校教育課

平成31年3月作成
令和元年9月改訂

1 市が加入する保険の種類について

(1) 学校災害賠償補償保険 <管財課予算>

① 学校賠償責任保険

市が設置・管理する学校施設の瑕疵並びに学校業務遂行上の過失に起因する事故について、市が法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払う保険。

<賠償事例>

- ・ 野球部の指導上の瑕疵による近隣施設の窓ガラスの破損事故や学校近辺走行中の自動車損傷事故

② 学校災害補償保険

市設置の学校管理下にある児童・生徒並びに第三者が死亡・後遺障害もしくは入院通院を伴う傷害を被る場合。市の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、市が支払う補償金（見舞金）に対して保険金を支払う保険。

<賠償事例>

- ・ 運動会・体育大会中に突風によるテント転倒に伴う傷害

(2) 市民総合賠償責任保険 <社会教育課予算>

① 賠償責任保険

市が所有、使用、管理する施設（学校・保育所・上下水道・病院等を除く）の瑕疵や市が行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う保険。

※ 当該賠償責任は、学校管理下の事故が対象外となるため、学校教育課で手続きをすることがないと予想される。

② 補償保険

市主催の行事に参加中、団体又は住民個人が、市の管理下で市から依頼を受けた住民に対するボランティア活動中、急激かつ偶然な外来の事故により被災した住民に対して、市の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、市が支払う補償金（見舞金）に対して保険金を支払う保険。

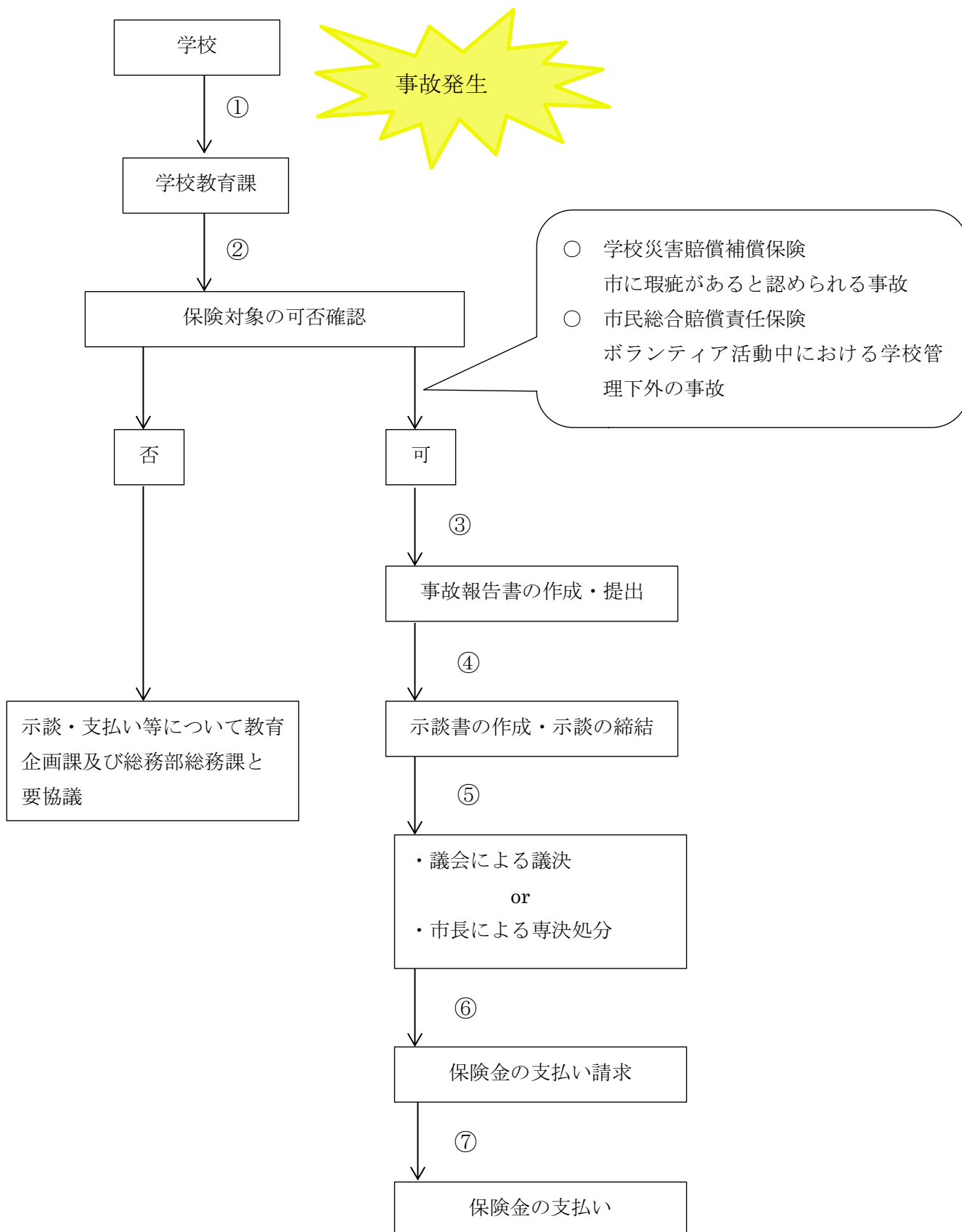
※ 学校教育課所管のボランティアは、交通費+昼食代程度の報償費が支給されているが当該保険の対象となる。

<賠償事例>

- ・ プール介助の際、児童と接触したことによる被災

2 フローチャート

①から⑦の事務手続きについて、次頁以降で説明する。



3 事故発生時の対応

- ① 学校から事故発生の連絡があった際、事故状況の聴き取りを行う。発生した事故が保険の対象とならない場合や事故内容によって手続きをする保険が異なるため、どのような状況で発生した事故かを詳しく聴き取る必要がある。
- ② 学校から聴き取りをした内容をもとに、保険対象の可否について保険会社に問い合わせる。「可」であることを確認した上で、事故報告書の作成に取りかかる。

4 学校災害賠償補償保険

(1) 示談有の場合の事務手続き

- ③ 学校に事故報告書の作成を依頼する(別紙1参照)。当該報告書にて、損害見込み額も報告しなければならないため、修理の見積書もあわせて提出してもらう。

学校から事故報告書が提出されたら、市が加入している保険であるため、管財課を合議先とした決裁をとり、総務部総務課で市長の公印を押印し、保険会社に提出する。

※ 修理をしてみないと金額の算出が困難な場合は、修理後の請求書の提出でも可能。

- ④ 示談書の作成は、示談書のテンプレート(別紙2参照)をもとに、文言や内容等を教育企画課及び総務部総務課と協議のうえ進める。協議後、学校教育課で「示談締結に係る示談書の内容確認について」を起案し、部長決裁をとる。

決裁終了後、学校へ示談書2部(相手方保管用と市保管用)を送付する。示談書への相手方の署名捺印については、学校に対応をお願いする。

学校からの返送後、「示談の締結について」を起案し、教育長決裁をとる(合議先に教育企画課を含める)。決裁終了後、総務部総務課で市長の公印を押す。

※ 示談書の効力は、議会による議決又は市長による専決処分によって生じる。

- ⑤ 示談締結後、議会による議決、賠償額が一定の金額の以下の場合(※)は、市長による専決処分の手続きを進める。専決処分において、賠償する相手方の確認のために<表1>の書類が必要となる。必要書類が揃い次第「市長による専決処分について(依頼)」を起案し、学校教育課で部長決裁をとる。当該決裁に必要な書類は、<表2>のとおりである。

決裁後、教育企画課に依頼文等を提出する。

専決処分が行われると、総務部総務課より専決処分書の写しが渡される。

※ 市長が専決処分できるものとして、「市議会の権限に属する事項で市長が専決処分することができる事項の指定について」において、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が50万円以下(交通事故に係るものにあつては、1事故につき100万円以下)のものとして定められている。

<表 1：市長による専決処分に必要な書類>

ア	相手方が個人の場合	本人確認書類（運転免許証又は住民票の写し） ※住民票は公用として窓口サービス課へ申請可能
イ	相手方が法人の場合	法人登記簿 ※法人登記簿がない場合は、団体の規約書及び現代表者の選出の議事録が必要となる。
ウ	被害物が建物である場合	所有者確認書類（土地及び建物の不動産登記簿）
エ	被害物が車である場合	所有者確認書類（車検証）

- ※ 身体的な被害の場合はアのみ、被害物が建物又は車の場合はアとウ又はエが必要となる。
- ※ 法人の建物又は車に損害を与えた場合は、イとウ又はエが必要となる。
- ※ イ・ウは法務局へ書類を取りに行く必要がある。
- ※ ウは建物が位置する地番を確認し、登記を取得する際の書類に記載する必要がある。

<表 2：「市長による専決処分について（依頼）」の起案に必要な書類>

ア	庁内依頼文（依頼先は教育企画課）
イ	事故概要
ウ	示談書の写し
エ	所有者確認書類
オ	本人確認書類
カ	請求書又は見積書の写し

決裁終了後、アを1部、イ～カを2部教育企画に提出する。

⑥ 専決処分終了後、学校教育課で「保険金請求書」を作成し、管財課を合議先とした決裁をとる。決裁後、総務部総務課で市長の公印を押印し、保険会社へ送付する。

- ※ 保険金の振込先口座は、示談書にある口座となるが、被災者本人の口座ではなく、修理業者の指定する口座となってもよい。

⑦ 保険会社より「保険金支払い通知書」が送付されるので、「保険金支払い報告について」を起案し、管財課を合議先とした決裁をとる。

5 市民総合賠償責任保険（補償保険）

「2フローチャート」の④・⑤を必要とせず、⑥の処理に進む。保険金請求の際に入院・通院申告書を作成する必要があるため、学校に被災者との連絡をお願いすることとなる。